

## 別添4

### 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告 (建築のためのサービス、その他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成25年12月27日

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園  
理 事 長     ジョナサン・ドーファン  
                  (公印省略)

#### 1 業務概要

- (1) 業 務 名     沖縄科学技術大学院大学 第3研究棟 LEED NC-v2009認証取得業務
- (2) 業務内容     本業務は、第3研究棟におけるLEED NC-v2009の認証取得業務であり、申請に必要な書類作成業務、基本コミッションに関する業務、エネルギーシュミレーション業務、認定申請業務等、全て含まれる。
- (3) 削除
- (4) 本業務は、参加表明書、技術提案書(関係資料含む)の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、別途、紙入札方式参加承諾願を3(1)の場所に提出し、発注者の承認を得た場合に限り紙入札方式に変更することができる。  
※紙入札方式参加承諾願は、入札説明書別紙の様式(電子入札運用基準様式1に同じ。)により提出するものとする。なお、電子入札運用基準については、学園ホームページの「トップページ→OISTについて→調達情報→工事関連の調達・入札情報→電子入札→電子入札運用基準」を参照のこと。  
([http://mediasv.oist.jp/images/stories/pdf/tender/electron/unyouki\\_jyunn\\_ebid.pdf](http://mediasv.oist.jp/images/stories/pdf/tender/electron/unyouki_jyunn_ebid.pdf))
- (5) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準
  - ①担当予定技術者の能力【審査のウェイトは10分の3】
    - ・担当主任技術者の資格
    - ・担当主任技術者の同種又は類似業務の実績
  - ②技術提案書の提出者の能力【審査のウェイトは10分の7】
    - ・技術者数(LEED認定技術者数)
    - ・同種又は類似業務の実績
- (6) 技術提案書を特定するための評価基準
  - ①担当予定技術者の能力
  - ②技術提案書の提出者の能力  
上記の二つの評価基準については技術提案書の提出を求める者を選定するための基準により得られた結果を用いることとし、当該審査における上記二つの評価基準のウェイトの合計は30分の10とする。
  - ③業務の実施方針【審査のウェイトは30分の10】
    - ・業務内容の理解度
    - ・実施方針の妥当性

- ・実施方法の妥当性
- ④課題についての提案【審査のウェイトは30分の10】
- ・新築案件のプラチナ、ゴールド認証取得において工夫すべきことについて

## 2 手続等

### (1) 担当窓口

〒904-0495 沖縄県国頭郡恩納村字谷茶1919番地1  
学校法人沖縄科学技術大学院大学学園 キャンパス建設セクション  
電話(098)966-2218 FAX(098)966-2152

### (2) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

平成25年12月27日(金)から平成26年1月16日(木)までに、学園ホームページよりダウンロードすること。

※入札関連資料掲載場所

トップページ→OISTについて→調達情報→工事関連の調達・入札情報  
(URL <http://www.oist.jp/ja/procurement/construction.html>)

### (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

平成26年1月16日(木)10時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承認を得た場合には、上記2(1)へ持参又は郵送(郵便書留等配達記録が残る方法に限る。)すること。

### (4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

平成26年1月31日(金)10時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承認を得た場合には、上記2(1)へ持参又は郵送(郵便書留等配達記録が残る方法に限る。)すること。

## 3 その他

### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 契約保証金 納付

(3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は、無効とする。

### (4) 契約書作成の要否 要

(5) 当該業務に直接関係する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により契約する予定の有無 有

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 記2(1)に同じ

(7) 詳細は説明書による。